



藤井正大法律事務所

□ 弁護士 藤井正大 (fm24-5-7@x.age.ne.jp)

□ 弁護士 山口枝見子 (emiko@age.fm)

〒604-0866

京都市中京区両替町通丸太町下ル 船越デビル2F

TEL.075-255-6005 / FAX.075-255-4508

*本書は当事務所ゆかりの方々に最近の身近な法律問題についての情報を提供するものです。

*お近くに配信ご希望の方がおられたら、どうぞお知らせください(メール配信も可能です)。

No.118(H31.2.7) 従業員の年次有給休暇の扱いについて今年(2019年)の4月1日から厳しくなると聞いていましたが、具体的にどういことですか。

A:使用者は、10日以上有給休暇が付与される従業員に対しては、年5日の年休について、毎年時季を指定して与えなければなりません(使用者に義務づけ)。

★年次有給休暇(年休)については、これまでは、従業員の方から時季指定、つまり、「〇月×日に年休をとります」と使用者に申し出ることによって成立していましたが(年休をとるかどうかは労働者の任意)、平成30年6月29日に成立した「働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律」で労働基準法が改正されたことにより、その施行日である今年の4月1日以降は、年次有給休暇が10日以上付与された従業員に対して、年休を付与した日(基準日)から1年以内に5日について、使用者の方から従業員に時季の希望を聞き、それを踏まえ時季を指定し、年休を必ずとらせなければならなくなりました(使用者に義務づけ)。



○ これに合わせ、就業規則にもその旨記載し、年次有給休暇管理簿を作成・保存する必要があります。

☆ 使用者による時季指定は、従業員を雇用している全てが対象となり、フルタイム勤務の従業員だけではなく、パートタイマーも例外ではありません。違反すれば、刑事罰(30万円以下の罰金)を受ける可能性があります。

◎(留意点)1年に5日以上有給休暇を、自主的に年次有給休暇の計画的付与にて付与している場合は、使用者が時季指定する必要はありません。

(次回の話題) 環太平洋パートナーシップ(TPP)協定の発効により、著作権法が改正されたと聞きました。何が変わったのでしょうか?

(H31.3.1 予定)